

平成 17～18 年度付託事項
「公共建築における発注関係事務に係る支援方策に関する検討」
のフォローアップ
アンケート調査結果

平成 28 年 6 月

【調査概要】

1. 調査目的：平成 26 年 6 月に「公共工事における品質確保の促進に関する法律」の改正が施行、これに基づき平成 26 年 9 月に基本方針の改正が閣議決定され、平成 27 年 1 月に「発注関係事務の運用に関する指針」が策定された。改正品確法では発注者責任の明確化が図られており、発注関係事務を適切に実施するための体制確保はますます重要となっている。これを踏まえ、全国営繕主管課長会議では「発注関係事務に係る支援方策」についての事例集の更新等を行うこととし、その検討の参考とすべく発注関係事務の実情等を調査した。
2. 調査対象：①市町村（1, 425 団体（回答数））
②都道府県（47 団体）、政令市（20 団体）
3. 調査期間：平成 27 年 7 月 16 日から平成 27 年 9 月 30 日
4. 調査方法：アンケート調査

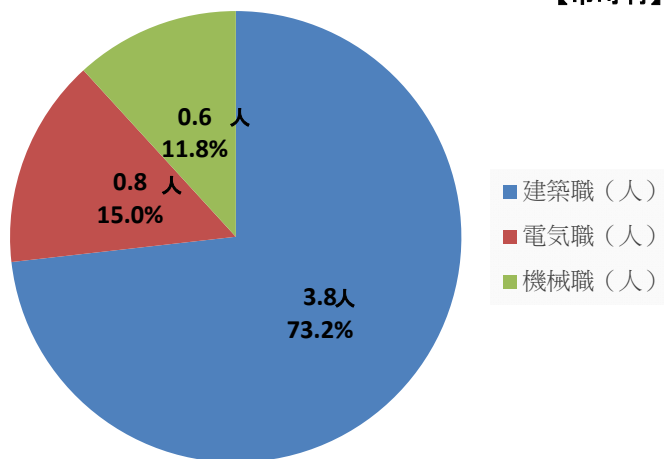
1.市町村における営繕関係部局の技術職員

- 市町村における営繕関係部局の技術職員(以下、営繕技術職員)の平均人数は5.3人であり、5人未満の市町村が全体の7割を占める。
- 各市町村の人口(※)と営繕技術職員数には概ね相関があり、人口の多い市町村では営繕技術職員数も多い傾向にある。

各職種の営繕技術職員数(人, 割合)

【市町村】

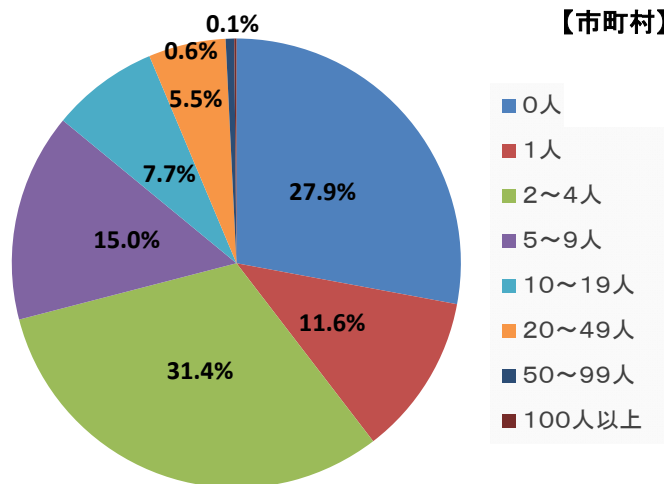
営繕技術職員数(人)	5.3
(内訳) 建築職(人)	3.8
電気職(人)	0.8
機械職(人)	0.6



営繕技術職員数の分布状況

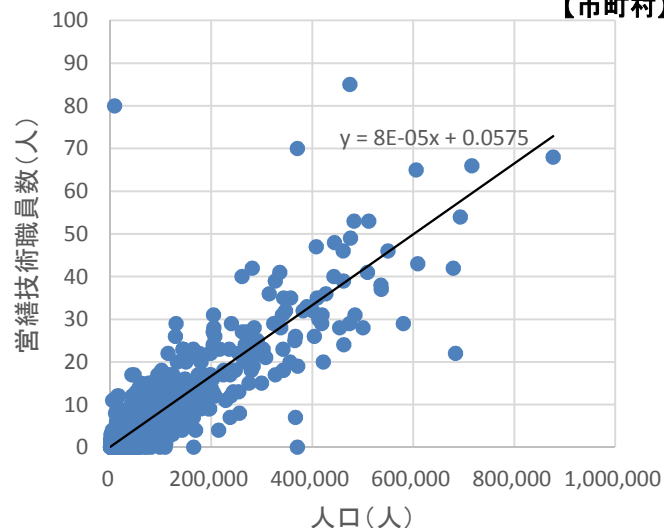
【市町村】

営繕技術職員数	市町村数	割合
0人	398	27.9%
1人	166	11.6%
2~4人	447	31.4%
5~9人	214	15.0%
10~19人	110	7.7%
20~49人	79	5.5%
50~99人	9	0.6%
100人以上	2	0.1%
全体	1,425	100.0%



人口(※)に対する営繕技術職員数

【市町村】



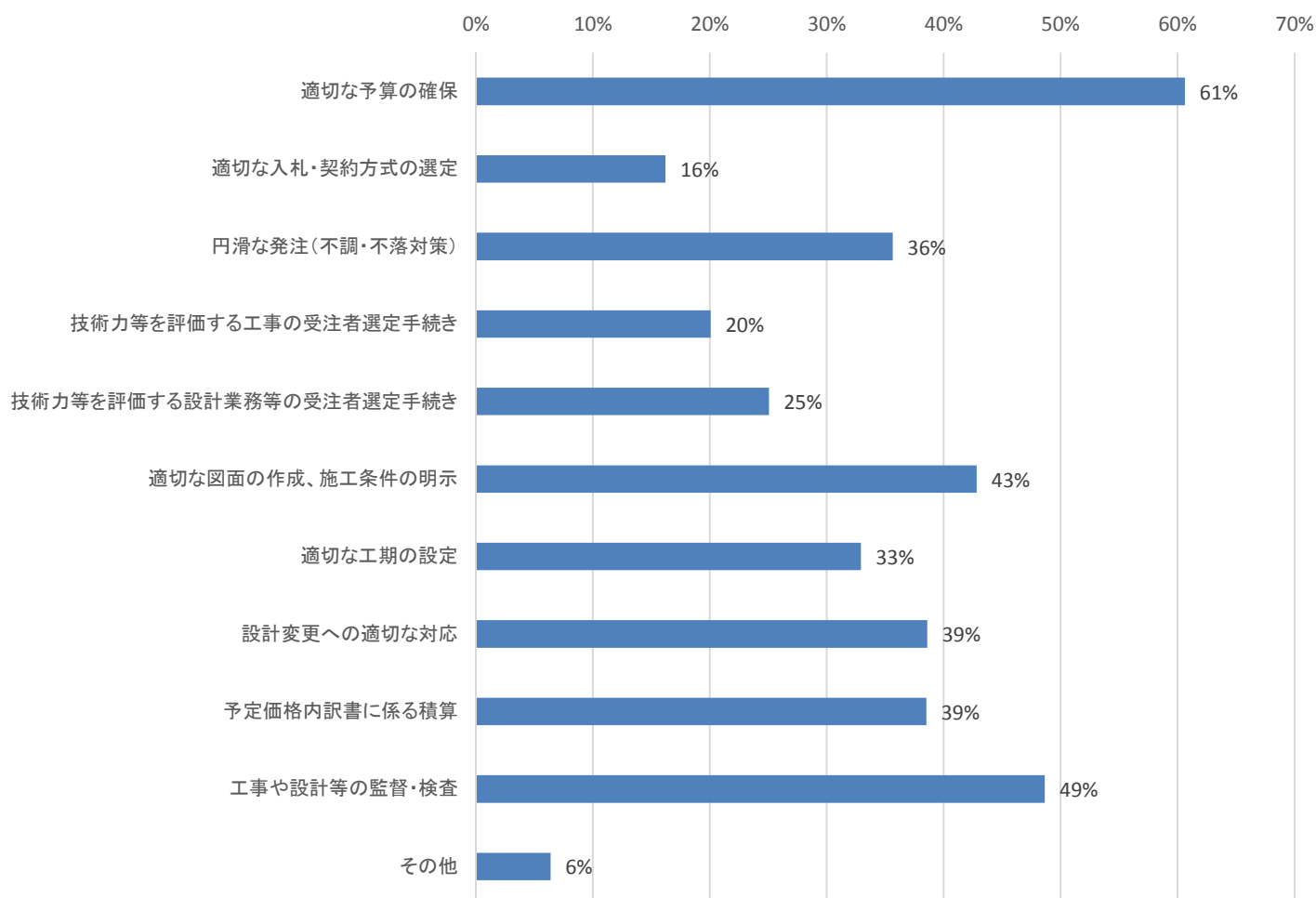
※人口については平成22年国勢調査人口等基本集計(総務省)による 1

2.市町村において対応の難しさを感じている事務

- 建築物の工事・業務に係る事務において、対応の難しさを感じている事務について、市町村全体では「適切な予算の確保(61%)」、「工事や設計等の監理・検査(49%)」、「適切な図面の作成、施工条件の明示(43%)」が、営繕技術職員数にかかわらず課題となっている。
- 営繕技術職員数が少ない市町村では、このうち特に「工事や設計等の監理・検査」が課題となっているところが多い。
- このほか、営繕技術職員数が多い市町村では、「円滑な発注(不調・不落対策)」、「適切な工期の設定」、「設計変更への適切な対応」が課題となっている。

対応の難しさを感じている事務

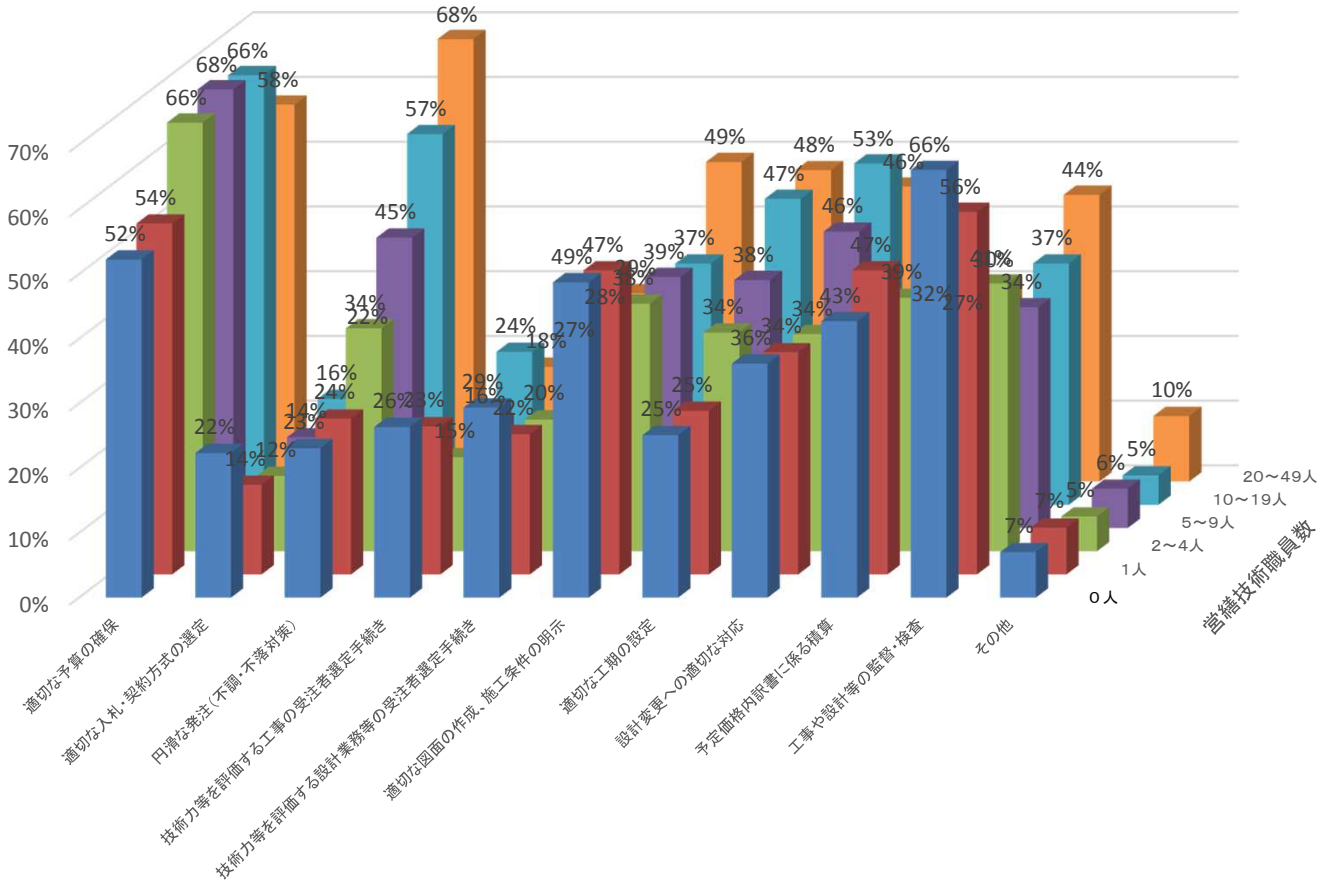
【市町村】



2.市町村において対応の難しさを感じている事務

対応の難しさを感じている事務(営繕技術職員数別)

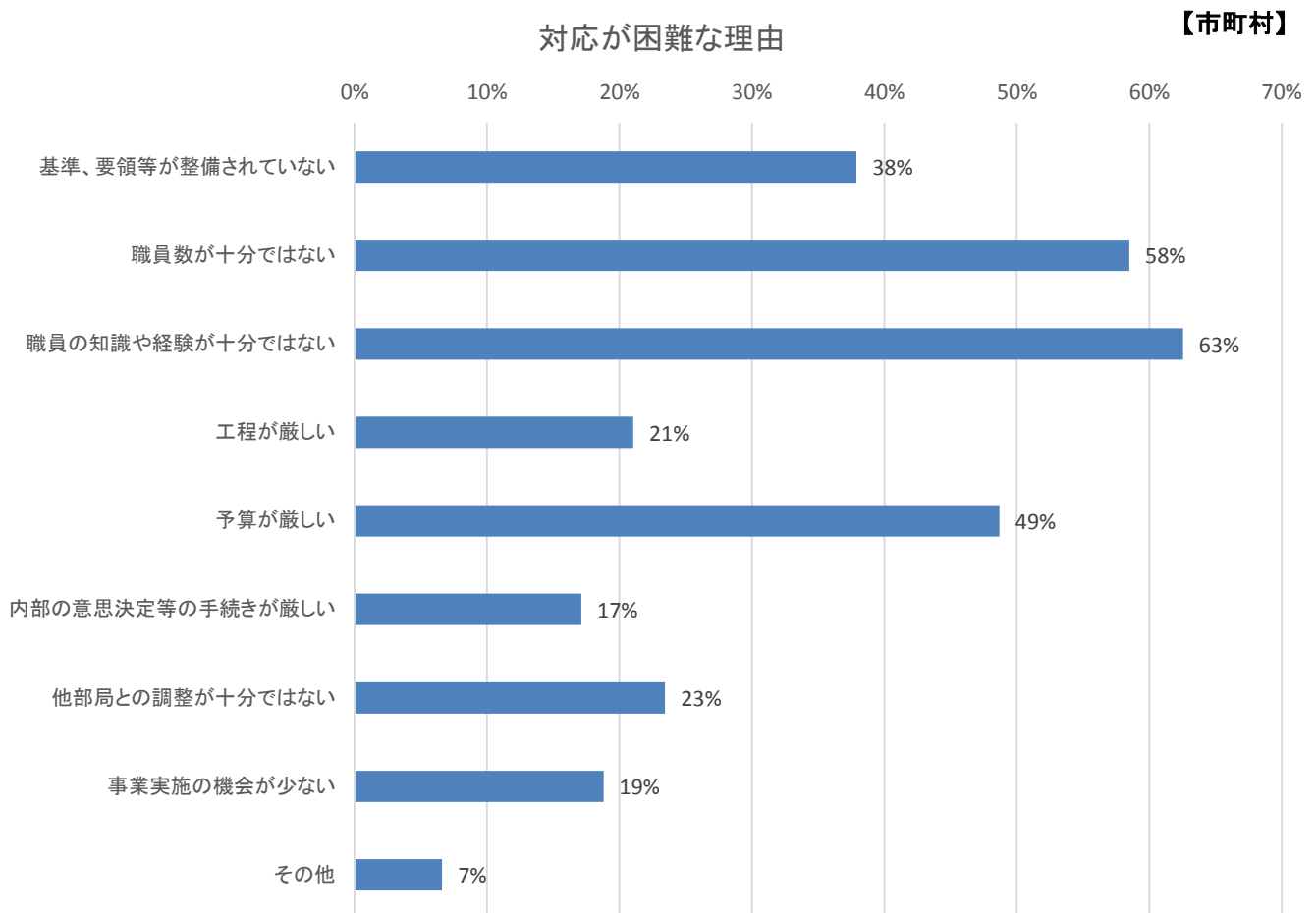
【市町村】



営繕技術職員数	0人	1人	2~4人	5~9人	10~19人	20~49人	50~99人	100人以上	全体	
回答数	398	166	447	214	110	79	9	2	1,425	
適切な予算の確保	208	90	296	145	73	46	4	2	864	61%
適切な入札・契約方式の選定	89	23	52	30	18	17	1	1	231	16%
円滑な発注(不調・不落対策)	92	40	154	96	63	54	7	2	508	36%
技術力等を評価する工事の受注者選定手続き	105	38	65	35	26	14	2	1	286	20%
技術力等を評価する設計業務等の受注者選定手続き	117	36	91	57	31	23	1	1	357	25%
適切な図面の作成、施工条件の明示	194	78	171	83	41	39	3	1	610	43%
適切な工期の設定	100	42	151	82	52	38	3	1	469	33%
設計変更への適切な対応	144	57	150	98	58	36	7	0	550	39%
予定価格内訳書に係る積算	170	78	175	69	30	24	2	1	549	39%
工事や設計等の監督・検査	263	93	185	73	41	35	3	0	693	49%
その他	28	12	24	13	5	8	1	0	91	6%

3.市町村において対応が困難な理由

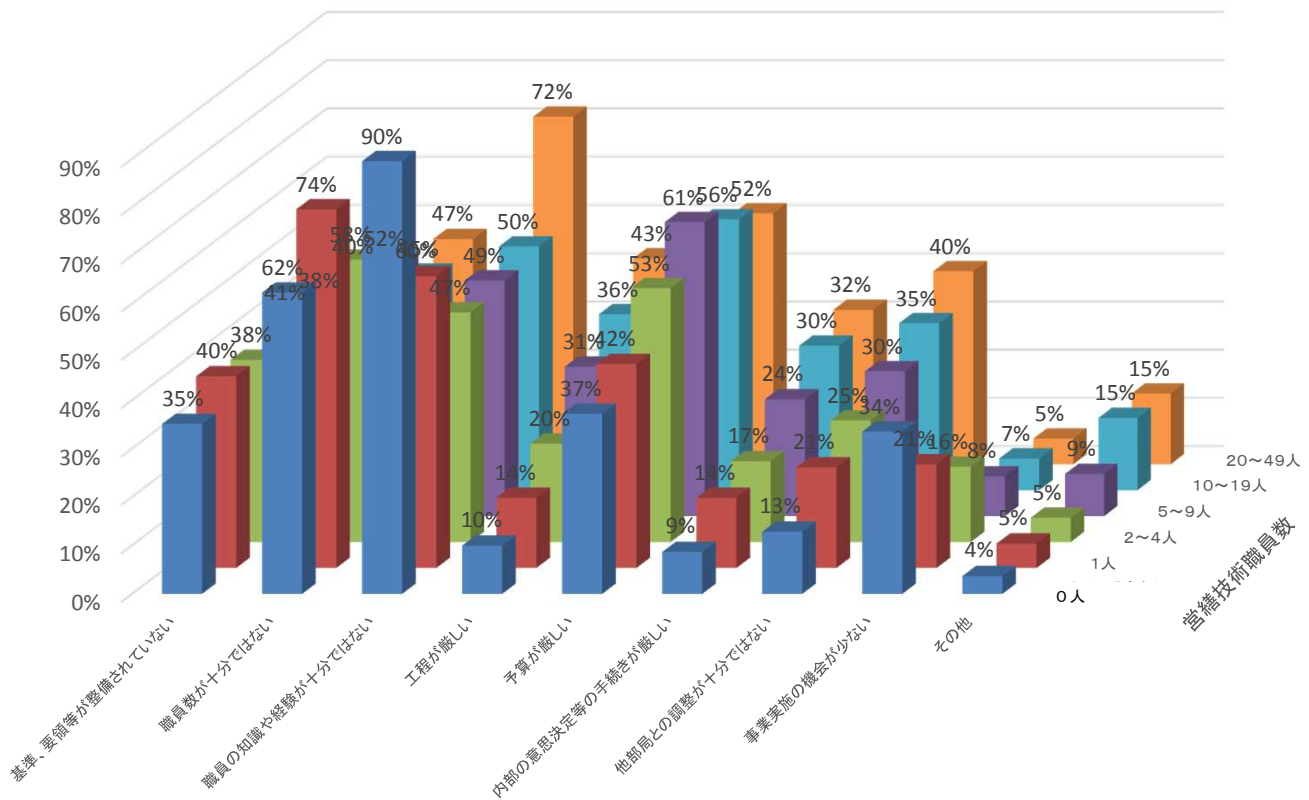
- 対応の難しさを感じている事務がある場合に、対応が困難な理由について、市町村全体では「職員の知識や経験が十分でない(63%)」、「職員数が十分でない(58%)」、「予算が厳しい(49%)」が課題となっている。
- このうち、「職員の知識や経験が十分でない」は営繕技術職員数が最小と最大のレンジの市町村で課題としているところが多い。「職員数が十分でない」は営繕技術職員数が少ない市町村において、「予算が厳しい」は営繕技術職員数が多い市町村において課題となっている。
- このほか、「他部局との調整が十分でない」、「工程が厳しい」、「内部の意思決定等の手続きが厳しい」は営繕技術職員数が多いほど、「事業実施の機会が少ない(小規模な修繕程度しか実施していない)」は営繕技術職員数が少ないほど課題となっている。



3.市町村において対応が困難な理由

対応が困難な理由(営繕技術職員数別)

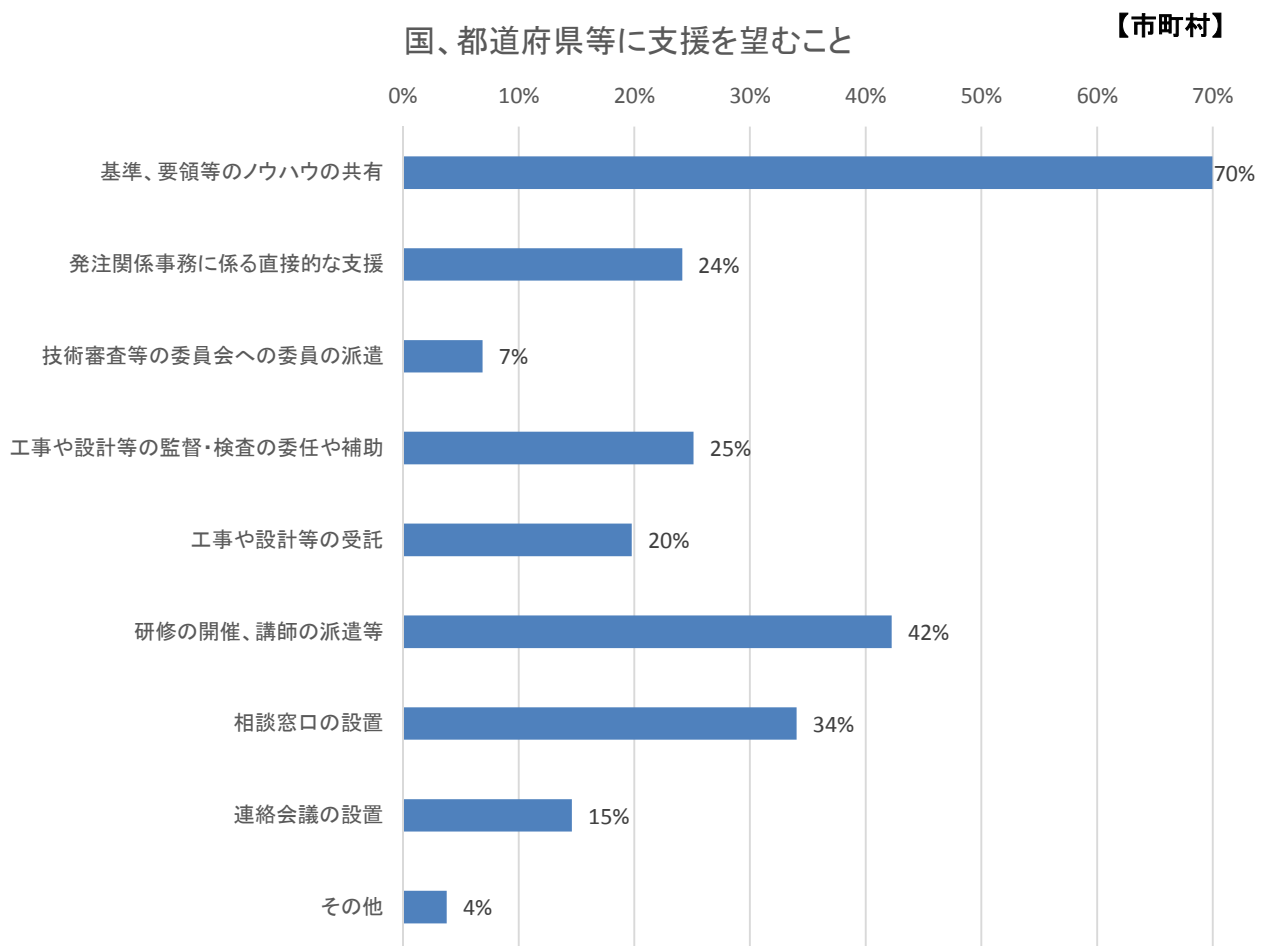
【市町村】



営繕技術職員数	0人	1人	2~4人	5~9人	10~19人	20~49人	50~99人	100人以上	全体
回答数	382	159	438	207	107	75	8	2	1,378
基準、要領等が整備されていない	134	63	165	85	41	30	3	1	522
職員数が十分ではない	238	118	256	108	52	35	2	1	806
職員の知識や経験が十分ではない	342	96	208	101	54	54	6	1	862
工程が厳しい	38	23	89	64	39	32	4	1	290
予算が厳しい	142	67	230	126	60	39	5	2	671
内部の意思決定等の手続きが厳しい	33	23	73	50	32	24	1	0	236
他部局との調整が十分ではない	49	33	110	62	37	30	2	0	323
事業実施の機会が少ない (小規模な修繕程度しか実施していない)	128	34	68	17	7	4	1	0	259
その他	14	8	22	18	16	11	2	0	91

4.市町村において国、都道府県等に支援を望むこと

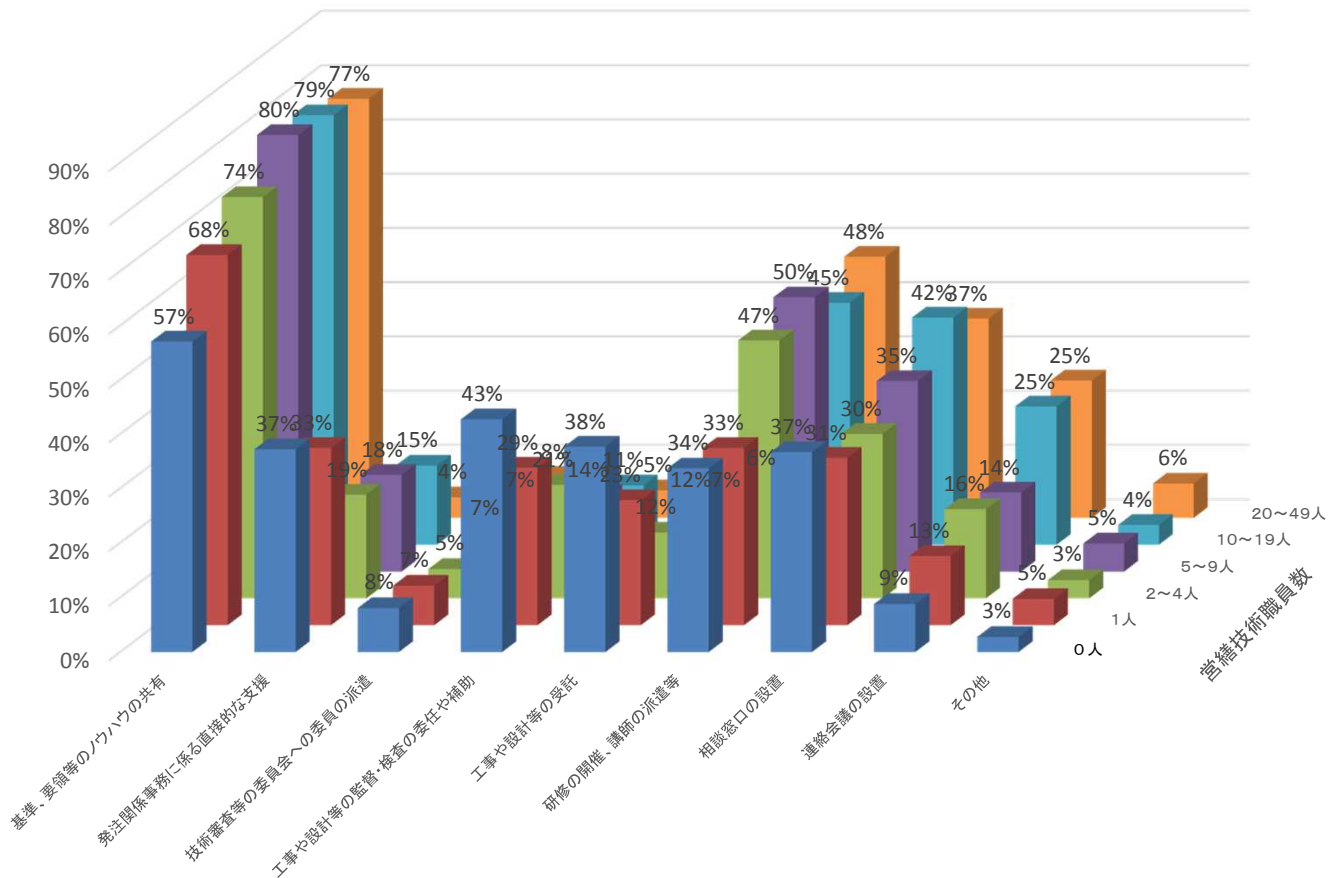
- 建築物の工事・業務に係る事務を実施するうえで、国、都道府県等に支援を望むことについて、市町村全体では「基準、要領等のノウハウの共有(70%)」、「研修の開催、講師の派遣等(42%)」、「相談窓口の設置(34%)」が多くなっている。
- このうち、「基準、要領等のノウハウの共有」は、営繕技術職員数にかかわらず多くなっているが、特に営繕技術職員数が多い市町村でのニーズが高い。また、「研修の開催、講師の派遣等」も営繕技術職員数が多い市町村ほどニーズが高い。
- このほか、「発注関係事務に係る直接的な支援(書類の作成・確認等)」、「工事や設計等の監督・検査の委任や補助」、「工事や設計等の受託」は営繕技術職員数が少ない市町村ほど、「連絡会議の設置」は営繕技術職員数が多い市町村ほどニーズが高くなっている。



4.市町村において国、都道府県等に支援を望むこと

国、都道府県等に支援を望むこと(営繕技術職員数別)

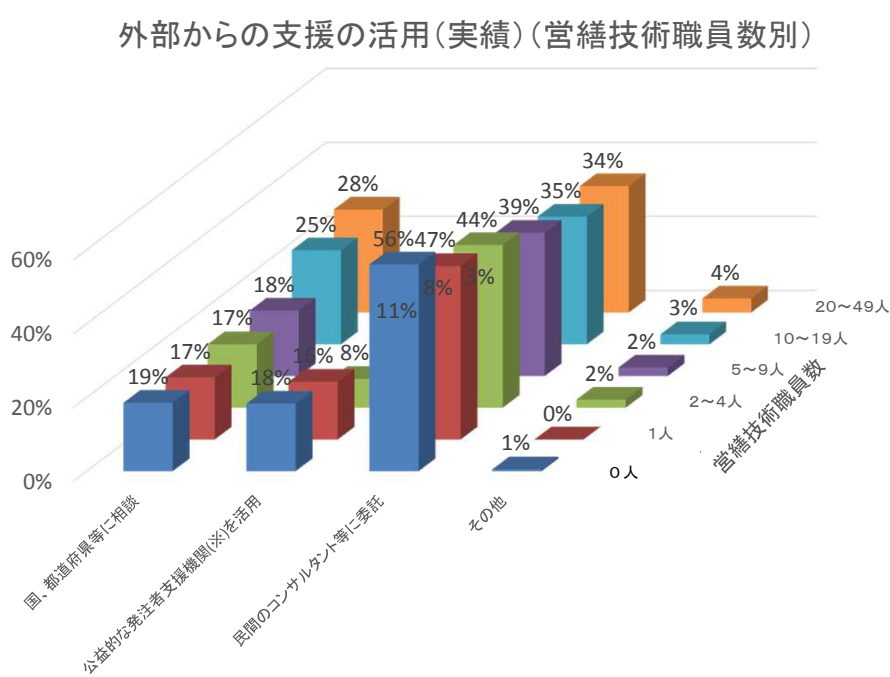
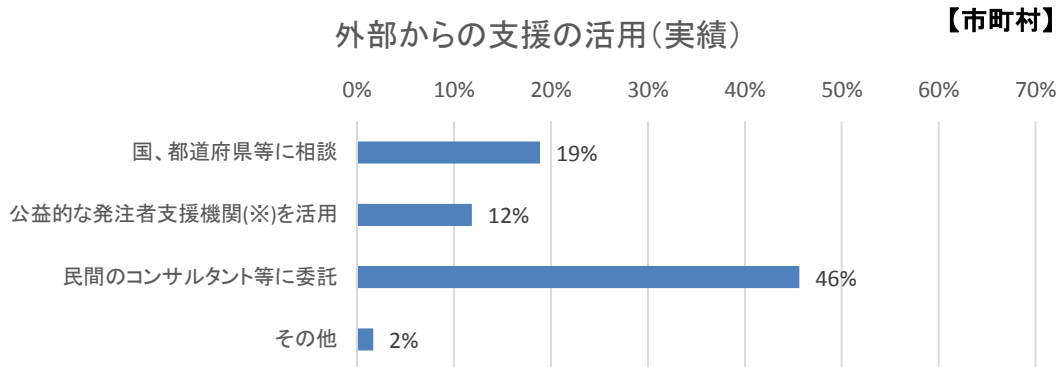
【市町村】



営繕技術職員数	0人		1人		2~4人		5~9人		10~19人		20~49人		50~99人		100人以上		全体	
回答数	398		166		447		214		110		79		9		2		1,425	
基準、要領等のノウハウの共有	227	57%	113	68%	330	74%	172	80%	87	79%	61	77%	6	67%	1	50%	997	70%
発注関係事務に係る直接的な支援(書類の作成・確認等)	148	37%	54	33%	85	19%	38	18%	16	15%	3	4%	0	0%	0	0%	344	24%
技術審査等の委員会への委員の派遣	32	8%	12	7%	24	5%	15	7%	8	7%	6	8%	1	11%	0	0%	98	7%
工事や設計等の監督・検査の委任や補助	170	43%	48	29%	93	21%	30	14%	12	11%	4	5%	1	11%	0	0%	358	25%
工事や設計等の受託	150	38%	38	23%	54	12%	26	12%	8	7%	5	6%	1	11%	0	0%	282	20%
研修の開催、講師の派遣等	134	34%	54	33%	212	47%	108	50%	49	45%	38	48%	6	67%	1	50%	602	42%
相談窓口の設置	146	37%	51	31%	135	30%	75	35%	46	42%	29	37%	3	33%	0	0%	485	34%
連絡会議の設置	35	9%	21	13%	73	16%	31	14%	28	25%	20	25%	0	0%	0	0%	208	15%
その他	11	3%	8	5%	15	3%	11	5%	4	4%	5	6%	0	0%	0	0%	54	4%

5.市町村において外部からの支援を活用した実績

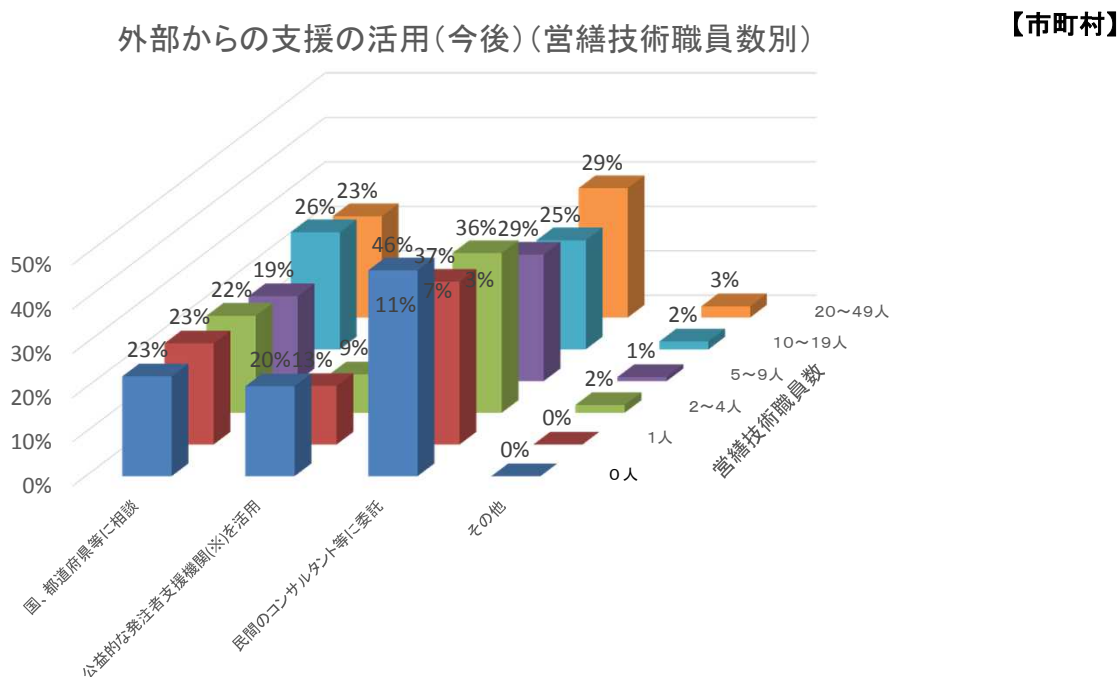
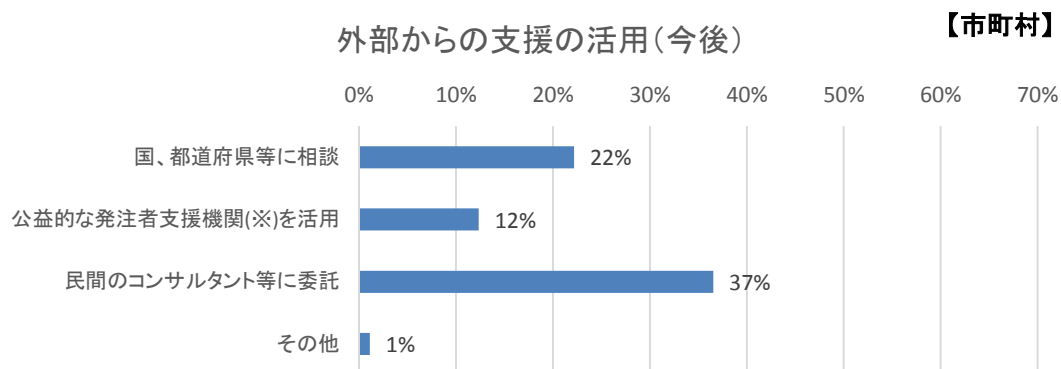
- 建築物の工事・業務に係る事務を実施するうえで、外部からの支援を活用した実績について、市町村全体では「民間のコンサルタント等に委託」した実績がある割合が46%、「国、都道府県等に相談」した実績がある割合は19%であった。
- 「民間のコンサルタント等に委託」した実績は、営繕技術職員数が少ない市町村ほど多く、逆に「国、都道府県等に相談」した実績は、営繕技術職員数が多い市町村ほど多い。



営繕技術職員数	0人		1人		2~4人		5~9人		10~19人		20~49人		50~99人		100人以上		全体	
回答数	398		166		447		214		110		79		9		2		1,425	
国、都道府県等に相談	74	19%	28	17%	77	17%	38	18%	28	25%	22	28%	1	11%	1	50%	269	19%
公益的な発注者支援機関(※)を活用	73	18%	26	16%	35	8%	23	11%	9	8%	2	3%	1	11%	0	0%	169	12%
民間のコンサルタント等に委託	223	56%	78	47%	197	44%	83	39%	38	35%	27	34%	3	33%	1	50%	650	46%
その他	2	1%	0	0%	10	2%	5	2%	3	3%	3	4%	1	11%	0	0%	24	2%

6.市町村における外部からの支援の活用を検討

- 建築物の工事・業務に係る事務を実施するうえで、外部からの支援を活用することの検討状況について、市町村全体では「民間のコンサルタント等に委託」を検討している割合は37%、「国、都道府県等に相談」の活用を検討している割合は22%であった。
- 「民間のコンサルタント等に委託」の活用を検討している割合は、実績と同様に営繕技術職員数が少ない市町村ほど多い。



営繕技術職員数	0人	1人	2~4人	5~9人	10~19人	20~49人	50~99人	100人以上	全体
回答数	398	166	447	214	110	79	9	2	1,425
国、都道府県等に相談	90 23%	38 23%	98 22%	41 19%	29 26%	18 23%	1 11%	1 50%	316 22%
公益的な発注者支援機関(※)を活用	81 20%	22 13%	39 9%	24 11%	8 7%	2 3%	0 0%	0 0%	176 12%
民間のコンサルタント等に委託	185 46%	61 37%	161 36%	61 29%	27 25%	23 29%	2 22%	1 50%	521 37%
その他	0 0%	0 0%	8 2%	2 1%	2 2%	2 3%	2 22%	0 0%	16 1%

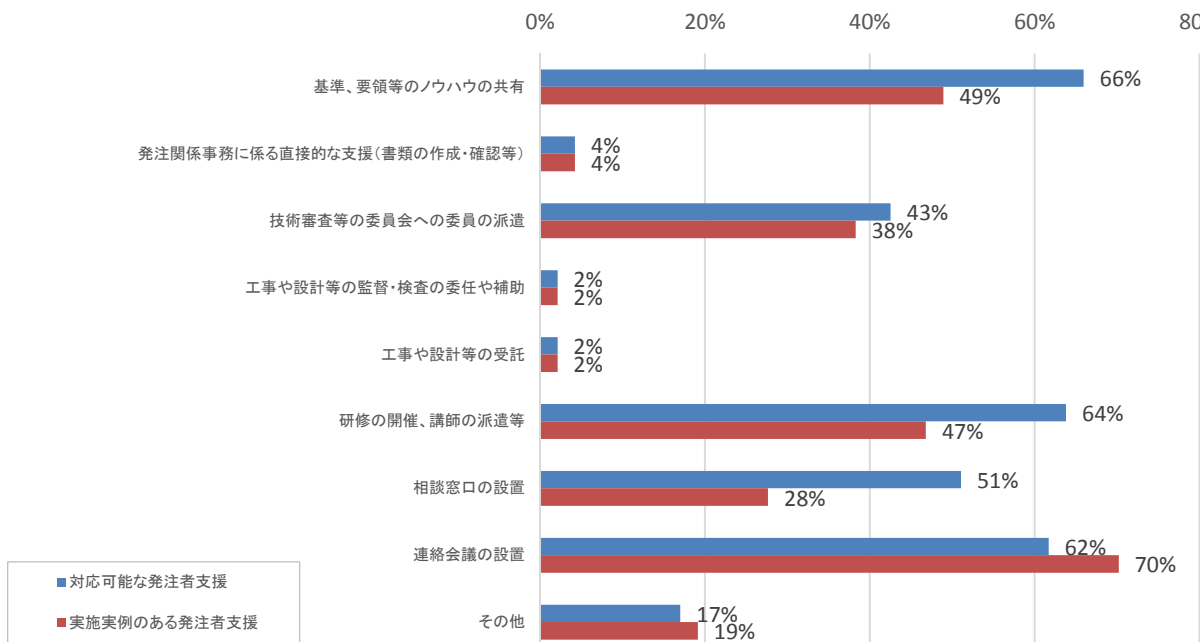
7.都道府県における

市町村等を対象とする発注者支援への対応

- 支援を望む市町村が多い「基準、要領等のノウハウの共有」、「研修の開催、講師の派遣等」については、6割以上の都道府県において対応可能としており、実際に半数近くの都道府県において実施事例がある。
- 「相談窓口の設置」については51%の都道府県で対応可能とされているが、実際の実施事例は28%であった。
- 「連絡会議の設置」、「技術審査等の委員会への委員の派遣」については、実際の実施事例が多いためか、支援を望むこととしてあげる市町村はあまり多くはなかった。
- 営繕技術職員数が少ない市町村において支援が望まれる「発注関係事務に係る直接的な支援(書類の作成・確認等)」、「工事や設計等の監理・検査の委任や補助」、「工事や設計等の受託」について、対応可能としている都道府県は少なかった。

市町村等を対象とする発注者支援への対応

【都道府県】



	対応可能な発注者支援		実施事例のある発注者支援	
	対応可能な都道府県数	割合	事例のある都道府県数	割合
基準、要領等のノウハウの共有	31	66%	23	49%
発注関係事務に係る直接的な支援(書類の作成・確認等)	2	4%	2	4%
技術審査等の委員会への委員の派遣	20	43%	18	38%
工事や設計等の監督・検査の委任や補助	1	2%	1	2%
工事や設計等の受託	1	2%	1	2%
研修の開催、講師の派遣等	30	64%	22	47%
相談窓口の設置	24	51%	13	28%
連絡会議の設置	29	62%	33	70%
その他	8	17%	9	19%